解散公告

当法人は、平成二十四年十一月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

福岡県筑紫野市筑紫駅前通二丁目七七番地
特定非営利活動法人ちくしスポーツネット
清算人　石倉　実

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
財団法人岡山産業ビル
代表清算人　難波　一也

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十月二十五日熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

熊本県荒尾市宮内出目三九〇番地
荒尾市住吉土地区画整理組合
代表清算人　小林　悦子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

秋田県秋田市山王七丁目九番四二号
社団法人秋田県テレビジョン放送中継施設整備協会
清算人　菅原　紀敏

解散公告（第二回）

当社は商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第十九条第一項の規定により平成八年六月一日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

埼玉県川口市芝西二丁目一三番一一号
有限会社トータルライフプランニング
コーポレーション
代表清算人　稲川　満

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

滋賀県彦根市芹町六番二七号
財団法人千歳共済会
清算人　山田由美子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十一月八日京都府知事の認可により解散しましたので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

京都府綾部市若竹町一二番地
綾部市土地開発公社
清算人　上原　直人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

奈良県吉野郡東吉野村大字鷲家八四番地
財団法人鷲家区自治会
代表清算人　古岡　章

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

鹿児島県鹿屋市寿二丁目一七番五号
財団法人鹿児島県立鹿屋農業高等学校学友会
清算人　峰元　昭二

解散公告（第三回）

当法人は、文部科学大臣の解散命令により、平成二十四年九月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

長野県佐久市前山一番地
財団法人洞源育英会
清算人　岡本　有光

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十一月十五日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

静岡市葵区安東二丁目一五番一三号
静岡市蒲原六番向道上土地区画整理組合
清算人代表　山島　聖作

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十一月三十日愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十日

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦一九九三番地一
伊方町土地開発公社
代表清算人　山下　和彦

第五十六期決算公告

平成二十四年九月三十日現在

（単位・千円）

貸借対照表の要旨	
資産の部	
流動資産	五六六、〇七四
固定資産	四三〇、八四三
資産合計	九九六、九一七
負債の部	
流動負債	三一六、六四二
固定負債	一七八、八〇三
負債合計	四九五、四四六
純資産の部	
株主資本	五〇一、四七〇
資本金	九八、〇〇〇
利益剰余金	四〇九、三一一
利益準備金	二四、五〇〇
その他利益剰余金	三八四、八一一
（内当期純損失）	（五九、〇四一）
自己株式	△五、八四一
純資産合計	五〇一、四七〇
負債・純資産合計	九九六、九一七

平成二十四年十二月十日

岐阜県各務原市須衛町二丁目四六番地
早川工業株式会社
代表取締役　早川　太

配当公告

群馬県吾妻郡東吾妻町岩井一八〇二番地一三一

破産者　有限会社北榛ファーム

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十三年（フ）第三〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五四、〇四一、六九七円

一、配当することのできる金額

金六五、〇七一、七八二円

平成二十四年十二月十日

群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地一　吉野屋ビル三〇三号

破産管財人　鈴木　克昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市木幡字叺内二二番地二、最後の住所福島県二本松市針道字町一四四番地四市営住宅字町一団地七号

被相続人　亡　菅野　宏己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十日

福島県福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号

相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘